

第46号議案

神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「第1号に掲げる」を「特例控除対象」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「次項」を「第4項」に改め、同項第1号中「都道府県、市町村又は特別区」の次に「(以下この条において「都道府県等」という。)」を加える。

同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「同項第1号に掲げる」を「特例控除対象」に改め、同項を同条第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、法第314条の7第2項に規定するものという。

3 第1項の場合において、前項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が同項第1号に掲げる寄附金(以下「第1号寄附金」という。)を支出した時に当該第1号寄附金を受領した都道府県等が指定されているかどうかにより行うものとする。

第25条中「金額以下に掲げる者」を「金額以下の者」に改める。

第28条の14第2項中「第32」を削る。

第37条の4の見出し中「家屋」の次に「等」を加える。

第37条の5の2第3項中「改修専有部分」を「改修住宅専有部分」に改める。

第37条の6の2第2項中「利便性」の次に「等」を加える。

第37条の7に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、必要な書類を市長に提出しなければならない。

附則第4条の6各号列記以外の部分中「同条第2項第2号」を「同条第4項第2号」に、「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に、「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第1号及び第2号中「第23条の2第2項第1号」を「第23条の2第4項第1号」に改める。

附則第4条の7中「平成50年度」を「令和20年度」に、「及び第2項」を「及び第4項」に、「第23条の2第2項第1号」を「第23条の2第4項第1号」に改める。

附則第4条の8中「第23条の2第1項及び第2項」を「第23条の2第1項及び第4項」に、「第23条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに」を「第23条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、第23条の2条第4項及び」に、「掲げる寄附金」を「特例控除寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の3第5項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に改める。

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 軽自動車税（第64条—第71条の2）」を

「第3節 軽自動車税

第1款 通則（第64条—第64条の3の2）

第2款 環境性能割（第64条の3の3—第64条3の12）に改める。

第3款 種別割（第64条の4—第71条の2）」

第13条第1項第1号中「経過する日」の次に「までの期間」を加え、同項第2号中「第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)又は」を「第64条の3の6第1項の申告書、」に、「，第129条第1項、第177条の18第1項又は第177条の19第1項」を「又は第129条第1項」に、「第5号」を「第6号」に改め、「経過する日」の次に「までの期間」を加え、同項第3号中「第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)」を「第64条の3の6第1項の申告書」に、「，第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項」を「若しくは第129条第1項」に改め、「若しくは第177条の21第2項」を削り、「第5号」を「第6号」に改め、「当該提出した日」の次に「までの期間」を、「経過する日」の次に「までの期間」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日同項第5号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第13条の2の2中「第53条の2第1項」の次に「，第64条の3の12第1項」を加え、「第53条の2第2項」の次に「，第64条の3の12第2項」を加える。

第29条第2項中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第29条の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第64条の前に次の款名を付する。

第1款 通則

第64条第4号中「にいう」を「に規定する」に、「のうち2輪自動車」を「のうち、2輪のもの」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「にいう」を「に規定する」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号中「にいう軽自動車」を「に規定する軽自動車(軽自動車に付加して一体となつて

いる物として政令で定めるものを含む。)」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「のうち」を「のうち,」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 環境性能割 3輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。
- (2) 種別割 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。
- (3) 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。

第64条に次の2号を加える。

- (8) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。
- (9) 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

第64条の2第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項で定めるものを含まないものとする。

第64条の2第3項中「法第443条第1項」を「法第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に、「その使用者に軽自動車税」を「当該軽自動車等の使用者に種別割」に、「ものの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第64条の2の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この項において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第64条の3の見出し中「の範囲」を削り、同条中「法第443条第1項」を「法第445条第1項」に改め、同条の次に次の1条並びに1款及び款名を加える。

（3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税）

第64条の3の2 法第446条第1項及び法第447条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

第2款 環境性能割

（環境性能割の課税標準）

第64条の3の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法第450条に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第64条の3の4 3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第64条の3の5 環境性能割の徴収は、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第64条の3の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第64条の3の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この款において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項に規定する申告書の提出期限後においても、第64条の3の11第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第64条の3の11第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある

場合には、遅滞なく、法第455条第2項に規定する修正申告書（以下この款において「修正申告書」という。）を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第64条の3の8 環境性能割の納税義務者は、前2条の規定により環境性能割額を納付する場合（第13条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書又は修正申告書に法第456条第1項に規定する証紙を貼ってしなければならない。

2 前項の場合においては、法第456条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。

（環境性能割に係る不申告に関する過料）

第64条の3の9 環境性能割の納税義務者が第64条の3の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第64条の3の10 市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるとときは、環境性能割を減免することができる。

（環境性能割の更正及び決定）

第64条の3の11 市長は、申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は環境性能割額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、申告すべき課税標準額及び環境性能割額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した課税標準額又は環境性能割額について過不足額があることを知ったときは、その調査により、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定により課税標準額又は環境性能割額を更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。
(環境性能割の不足税額の納付)

第64条の3の12 環境性能割の納税義務者は、法第463条第1項に規定する不足税額の納付の告知を受けたときは、当該不足税額を当該告知書で指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

2 前項の規定により不足税額を納付する場合においては、その不足税額に法第463条第2項に規定するところにより計算した延滞金額を加算しなければならない。

3 法第463条の3第1項に規定する場合における過少申告加算金額の算定及び取り扱いについては、同項に定めるところによる。

4 法第463条の3第2項に規定する場合における不申告加算金額の算定及び取り扱いについては、同項から同条第5項までに定めるところによる。

5 法第463条の4に規定する場合における重加算金額の算定及び取り扱いについては、同条第1項から第4項までに定めるところによる。

第64条の3の12の次に次の款名を付する。

第3款 種別割

第64条の4（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第65条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第65条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」の次に「て課する種別割の税率は」を加え、

「乗用のもの

　営業用 年額 6,900円

　自家用 年額 10,800円 を

　貨物用のもの

　営業用 年額 3,800円

　自家用 年額 5,000円 」

「(ア) 乗用のもの

　a　営業用 年額 6,900円

　b　自家用 年額 10,800円

(イ) 貨物用のもの に改める。

a 営業用 年額 3,800円

b 自家用 年額 5,000円」

第66条（見出しを含む。）及び第67条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条第1項中「納税義務者」を「種別割の納税義務者」に改め，同条第3項中「第64条の2第2項」を「第64条の2の2第1項」に改める。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条中「第64条の2第2項」を「第64条の2の2第1項」に改める。

第71条（見出しを含む。）及び第71条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第19条の2の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え，同条第1項中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え，同条第2項中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え，「法第447条から第449条」を「法第463条の19から第463条の21」に改め，同条第3項中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え，同条第4項中「第445条第1項」を「第463条の24第1項」に改め，同条を附則第19条の2の8とする。

附則第19条の2の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え，同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて」を削り，「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」を「法第446条第1項第1号に規定する電気軽自動車」に，「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」を「法第446条第1項第2号に規定する天然ガス自動車」に，「平成31年度分」を「初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第2項中「平成29年」を「平成31年」に，「平成30年」を「令和2年」に改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，「平成31年」を「令和3年」に改め，同条第3項中「軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次

項において「ガソリン軽自動車」という。)」に、「平成29年」を「平成31年」に、「平成30年」を「令和2年」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成31年」を「令和3年」に改め、同項第1号中「法附則」を「乗用の軽自動車のうち、法附則」に改め、同項第2号中「法附則」を「貨物用の軽自動車のうち、法附則」に改め、同条第4項中「3輪以上の」の次に「ガソリン」を、「当該」の次に「ガソリン」を加え、「平成29年」を「平成31年」に、「平成30年」を「令和2年」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成31年」を「令和3年」に改め、同項第1号中「法附則」を「乗用の軽自動車のうち、法附則」に改め、同項第2号中「法附則」を「貨物用の軽自動車のうち、法附則」に改め、同条を附則第19条の2の7とする。

附則第19条の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第19条の2 法附則第29条の8の2に規定する特定期間(附則第19条の2の6第3項において「特定期間」という。)に取得された法附則第29条の8の2に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割は課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第19条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第2章第3節第2款の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税等の特例)

第19条の2の3 当分の間、第64条の3第2項の規定は、日本赤十字社が所有し、巡回診療等直接その本来の事業の用に供する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割については適用しない。

2 市長は、当分の間、第64条の3の10の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第19条の2の4 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、兵庫県知事に対してしなければならない。

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例等)

第19条の2の5 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金を兵庫県に納付しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の2の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第64条の3の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第64条の3の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64条の3の4第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第26条を次のように改める。

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の環境性能割の非課税等)

第26条 法附則第57条第1項に規定する政令で定める者が、同項に規定する被災自動車等（以下この項及び次条第1項において「被災自動車等」という。）に代わるものと道府県知事が認める3輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、第64条の2第1項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 法附則第57条第2項に規定する政令で定める者が、同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に代わるものと道府県知事が認める3輪以上

の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が同項第1号から第3号までに規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、第64条の2第1項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 法附則第57条第3項に規定する政令で定める者が、同項に規定する他の3輪以上の軽自動車（以下この項及び次条において「他の3輪以上の軽自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の3輪以上の軽自動車の取得をした後に、同項に規定する対象区域内自動車等（以下この項及び次条において「対象区域内自動車等」という。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の3輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の3輪以上の軽自動車の取得が同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、第64条の2第1項の規定にかかわらず、当該他の3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

附則第26条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税等）

第26条の2 前条第1項に規定する政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと市長が認める3輪以上の軽自動車を、次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された3輪以上の軽自動車に対しては、第64条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

- (1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間 令和2年度分
- (2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間 令和2年度分及び令和3年度分

2 法附則第58条第2項に規定する政令で定める者が、同項に規定する被災2輪自動車等に代わるものと市長が認める同項に規定する2輪自動車等

(以下この条において「2輪自動車等」という。)を、前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第64条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

- 3 法附則第58条第3項に規定する政令で定める者が、同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市長が認める同項に規定する小型特殊自動車を、第1項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第64条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。
- 4 前条第2項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市長が認める3輪以上の軽自動車を、第1項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された3輪以上の軽自動車に対しては、第64条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。
- 5 前条第3項に規定する政令で定める者が、他の3輪以上の軽自動車を第1項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の3輪以上の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の3輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市長が認めるときは、当該他の3輪以上の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。
- 6 法附則第58条第6項に規定する政令で定める者が、同項に規定する対象区域内用途廃止等2輪自動車等(以下この条において「対象区域内用途廃止等2輪自動車等」という。)に代わるものと市長が認める同項に規定する2輪自動車等を、第1項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第64条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。
- 7 法附則第58条第7項に規定する政令で定める者が、同項に規定する他の2輪自動車等を第1項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の2輪自動車等を取得した後に、法附則第58条第7項に規定する対象区域

内 2 樽自動車等が対象区域内用途廃止等 2 樽自動車等に該当することとなり，かつ，当該取得した他の 2 樽自動車等を対象区域内用途廃止等 2 樽自動車等に代わるものと市長が認めるときは，当該他の 2 樽自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

8 法附則第58条第8項に規定する政令で定める者が，同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）に代わるものと市長が認める小型特殊自動車を，第1項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては，第64条の2第1項の規定にかかわらず，それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

9 法附則第58条第9項に規定する政令で定める者が，同項に規定する他の小型特殊自動車を第1項各号に定める期間に取得した場合において，当該他の小型特殊自動車を取得した後に，同項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり，かつ，当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認めるときは，当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

10 軽自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において，当該軽自動車税の種別割について第5項，第7項又は前項の規定の適用があることとなつたときは，これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて，当該徴収金を還付するものとする。

11 市長は，前項の規定により軽自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において，還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは，当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

12 前2項の規定により軽自動車税の種別割に係る徴収金を還付し，又は充当する場合には，第10項の規定による還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を法第17条の4第1項各号に掲げる日とみなして，同項の規定を適用する。

第3条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第13号の次に次の1号を加える。

(13の2) 単身児童扶養者 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童で政令で定めるものについて同法第4条第1項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第3条第3項に規定する父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

第20条の3第1項第11号中「この項及び第9項、第22条並びに」を「この款及び」に改める。

第25条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第19条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

第25条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
第25条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「提出しなければならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203

条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第25条の2の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条の3第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

附則第23条の2の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「によつて」を「により」に、「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第11条の6第1項」を「第11条の7第4項」に、「によつて」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)」及び「(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項の表中「第11条の6第1項」を「第11条の7第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2

の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条第1項及び第6項に規定する法附則第4条第1項第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の7第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
	同法	租税特別措置法
	第36条の5	第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号において同じ。）
附則第4条の2第1項に規定する法附則第4条の2第1項第1号	租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号
	同法	租税特別措置法
附則第15条に規定する法附則第34条第4項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第15条の2	第35条の2まで、	第34条の3まで、第35条（東日

第3項に規定する法附則第34条の2第6項	第36条の2, 第36条の5	本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。), 第35条の2, 第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第15条の3に規定する法附則第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその

居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。) の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第25条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3の2第1項中「第66条の4第21項第1号」を「第66条の4第27項第1号」に改める。

第30条の3の3第1項中「第68条の88第22項第1号」を「第68条の88第28項第1号」に改める。

附則第19条の2の7第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条

第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(市税条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例（平成30年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条のうち神戸市市税条例第30条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の11項」に改め、同改正規定（同条第7項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第9項」を加え、「その他総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第9項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項」を加え、同改正規定に次のように加える。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第17項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間

(同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。)内に行う第7項の申告についても、同様とする。

- 11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 12 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 13 第11項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第10項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は前項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第10項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 14 市長は、第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなったと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。
- 15 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う

第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第4条（次号及び第5号に掲げる改正規定を除く）及び第5条の規定 令和2年4月1日
- (4) 第4条中神戸市市税条例第19条の2第1項第2号及び第25条の改正規定 令和3年1月1日
- (5) 第4条中神戸市市税条例附則第19条の2の7に1項を加える改正規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条本文の規定による改正後の神戸市市税条例第23条の2第1項及び第4項の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に規定する施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例（以下「2年新条例」という。）第25条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお

従前の例による。

- 2 2年新条例第25条の2の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき2年新条例第25条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第25条の2の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第25条の2の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第25条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 2年新条例附則第23条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 元年10月新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額(当該納税義務者が前年に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の第21条(第1項を除く。次項において同じ。)及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区_____に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2), (3) 略

(第1条による改正案)

特例控除対象

特例控除対象寄附金の額の合計額が

第4項

(以下この

条において「都道府県等」という。)

2 前項の特例控除対象寄附金とは、法第314条の7第2項に規定するものをいう。

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納稅義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額(当該金額が当該納稅義務者の第21条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

(1)～(3) 略

3 略

4 略

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げる者は、3月15日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第26条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」とい

3 第1項の場合において、前項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)であるかどうかの判定は、所得割の納稅義務者が同項第1号に掲げる寄付金(以下「第1号寄付金」という。)を支出した時に当該第1号寄付金を受領した都道府県等が指定されているかどうかにより行うものとする。

4 第1項

特例控除対象

5

6

う。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額, 生命保険料控除額, 地震保険料控除額, 勤労学生控除額, 配偶者特別控除額(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは第20条の3第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 第20条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)並びに前年中における合計所得金額(青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額(所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額)が第19条の2第3項に規定する金額以下に掲げる者については、この限りでない。

(1)～(8) 略

2～7 略

(市長と年金保険者との間における通知の方法)

第28条の14 略

2 市長は、第28条の8第1項及び第28条の10第2項(これらの規定を第32条第28条の11第3

金額以下の者

項において準用する場合を含む。), 第28条の12第3項その他政令で定める規定に規定する年金保険者に対して行う通知については, 総務省令で定めるところにより, 機構を経由して行うものとする。

(市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋に対する固定資産税の減額)

等

第37条の4 略

2, 3 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額)

第37条の5の2 略

2 略

3 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修専有部分について, それぞれの項の規定の適用を受けようとする者は, 当該特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に, 規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額)

改修住宅専有部分

改修住

宅専有部分

第37条の6の2 略

2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該改修実演芸術公演施設に係る利便性向上改修工事が完了した日から3月以内に, 規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋

等

等に対する固定資産税の減額)

第37条の7 略

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の6 第23条の2の規定の適用を受ける
市民税の所得割の納稅義務者が、同条第2項
第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当す
る場合又は第21条第3項に規定する課税総所
得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得
金額を有しない場合であつて、当該納稅義務
者の前年中の所得について、附則第14条の5
に規定する法附則第33条の2第5項、附則第
14条の6に規定する法附則第33条の3第5
項、附則第15条に規定する法附則第34条第4
項、附則第16条に規定する法附則第35条第5
項、附則第16条の2に規定する法附則第35条
の2第5項、附則第16条の2の2第1項に規
定する法附則第35条の2の3第5項又は附則
第16条の4に規定する法附則第35条の4第4
項の規定の適用を受けるときは、第23条の2
第2項に規定する特例控除額は、同項第2号
の規定にかかわらず、当該納稅義務者が前年
中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附
金の額の合計額のうち2,000円を超える金額
に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当
該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合
の2以上に該当するときは、当該各号に定め
る割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金
額の5分の4に相当する金額(当該金額が当

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、
当該年度の初日の属する年の1月31日まで
に、必要な書類を市長に提出しなければなら
ない。

同条第4項

第2号

第23条の2

第4項

特例控除対象寄附金

該納税義務者の第21条(第1項を除く。)及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額とする。

- (1) 第21条第3項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第23条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第21条第3項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第23条の2第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3)～(5) 略

第4条の7 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第23条の2第1項及び第2項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第23条の2第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは、「100分の49.16」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分

第23条の2第4項第1号
第23条の2第4項第1号

令和20年度

及び第4項

第23条の2第4項第1号

の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第4条の8 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第23条の2
第1項及び第2項並びに附則第4条の6の規定の適用については、第23条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに附則第4条の6中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）においては、法附則第6条第4項から第6項までに規定するところに従い、その者の市民税の所得割の額を算定するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納

第23条の2

第1項及び第4項

第23条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、第23条の2第4項及び 特例控除対象寄附金 特例控除対象寄附金 当該特例控除対象寄附金

令和3年度

令和2年度

税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基準となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額については、法附則第34条の2第4項に規定する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基準となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第16条の3 略

2～4 略

5 市民税の所得割の納税義務者の前年以前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第3項又はこの項の規定により前年以前において控除されたものを除く。)は、当該

令和2年度

特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第25条第1項又は第4項の規定による申告書(第8項において準用する同条第8項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第16条の2(法附則第35条の2第5項後段の規定の適用に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、政令に規定するところにより、当該納税義務者の法附則第35条の2第6項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6～9 略

附則第35条の2第5項

神戸市市税条例 ぬきがき

(_____は、改正部分を示す。)

(第2条による改正前)

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節, 第2節 略

第3節 軽自動車税 (第64条—第71条の

2)

第4節, 第5節 略

第3章 略

(納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金)

第13条 市税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限(第30条第1項の申告書(法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。)に係る税金を納付するときは、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。ただし、次の各号

(第2条による改正案)

第3節 軽自動車税

第1款 通則 (第64条—第64条の3の

2)

第2款 環境性能割 (第64条の3の3—
第64条3の12)

第3款 種別割 (第64条の4—第71条の
2)

に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセントとする。

(1) 第27条の2、第28条の3第1項若しくは第3項ただし書、第28条の3の2若しくは第28条の3の5(これらの規定を第34条の7の2において準用する場合を含む。)、第28条の9、第34条の7、第41条、第66条第2項若しくは第3項、第79条の4第2項、第177条の6又は第182条の納期限後に納付する税額又は納入する納入金額 当該納期限の翌日から1月を経過する日 _____

までの期間

(2) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)又は第78条第1項若しくは第2項、第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額(第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項又は第177条の19第1項の申告書に係る場合にあつては、第5号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 _____

第64条の3の6第1項の申告書、

又は第129条第

1項

第6号

までの期間

第64条の3の6第1項の申告書

(3) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)若しくは第78条第1項若しくは第2項、第117条第1項、第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項の申告書でその提出期限後に提出したもの又は第79条第2項、第118条第2項(第131条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)若しくは第177条の21第2項の修正申告書に係る税額(第117条第1

項、第129条第1項、第177条の18第1項若しくは第177条の19第1項の申告書でその提出期限後に提出したもの又は第118条第2項若しくは第177条の21第2項の修正申告書に係る場合にあつては、第5号に掲げる税額を除く。) 当該提出した日 _____ 又はその日の翌日から1月を経過する日 _____

(4) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第21項又は第22項の規定による申告書に限る。)に係る税額 第30条第1項の規定により申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。)又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日

(5) 略

2～5 略

(不足税額又は不足金額に係る延滞金の减免)

第13条の2の2 市長は、納税者が第27条の4第1項、第30条の4第1項、第34条の11第1項、第53条の2第1項 _____, 第79条の3の3第1項、第124条第1項(第131条において準用する場合を含む。), 第177条の7の2第1項又は第177条の29第1項の規定による不足税額又は不足金額の追徴を受けた場合に係る延滞金について

若しくは第129条第1項

第6号

までの期間

までの期間

(4) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(5) 第30条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(6)

, 第64条の3の12第1項

やむを得ない理由があると認めるときは、それぞれ第27条の4第2項、第30条の4第2項、第34条の11第2項、第53条の2第2項

_____、第79条の3の3第2項、第124条第2項(第131条において準用する場合を含む。)、第177条の7の2第2項又は第177条の29第2項の延滞金額を減免することができる。

(法人の市民税の税率)

第29条 略

2 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

100分の8.4

3～8 略

(中小法人に対する不均一課税)

第29条の2 資本金の額若しくは出資金の額が

1億円以下である法人若しくは資本金若しくは出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下であるものに対する当該事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除了した金額とする。

2～5 略

第3節 軽自動車税

(軽自動車税に関する用語の意義)

第64条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

, 第

64条の3の12第2項

100分の8.4

2.4

8.4分の

第1款 通則

(1) 環境性能割 3輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対

(1) 原動機付自転車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作したものという。

(2) 軽自動車 道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。

(3) 小型特殊自動車 道路運送車両法第3条にいう小型特殊自動車をいう。

(4) 2輪の小型自動車 道路運送車両法第3条にいう小型自動車のうち2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。)をいう。

(軽自動車税の納税義務者等)

する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。

(2) 種別割 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。

(3) 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。

(4)

のうち、

(5) に規定する軽自動車(軽自動車に付加して一体となつておる物として政令で定めるものを含む。)

(6) に規定する

(7) に規定するのうち、2輪のもの

(8) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

(9) 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

第64条の2 軽自動車税は、原動機付自転車、
軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し、定置場所在地において、その所有者に課する。

2 軽自動車税の売買があつた場合において、
売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「日米協定による特例法」という。)若しくは日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第188号。以下「国連協定による特例法」という。)によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、第1項の規定にかかわらず、その使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項で定めるものを含まないものとする。

法第445条第1項

により
種別割

には

当該軽自動車等の使用者に種別割

軽自動車等

(軽自動車税のみなす課税)

第64条の2の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)

又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この項において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得了者が、当該3輪以上の軽自動車を本市の区域内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（軽自動車税の非課税の範囲）

第64条の3 法第443条第1項に規定する者に対しては、軽自動車税を課さない。

2 略

法第445条第1項

（3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の

非課税)

第64条の3の2 法第446条第1項及び法第447

条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

第2款 環境性能割

(環境性能割の課税標準)

第64条の3の3 環境性能割の課税標準は、3

輪以上の軽自動車の取得のために通常要する
価額として法第450条に規定する総務省令で
定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第64条の3の4 3輪以上の軽自動車に対して

課する環境性能割の税率は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項 (同条第4項において

準用する場合を含む。) の規定の適用を
受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項 (同条第4項において

準用する場合を含む。) の規定の適用を
受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受ける

もの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第64条の3の5 環境性能割の徴収は、申告納

付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第64条の3の6 環境性能割の納税義務者は、

法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽
自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又
は日までに、同項の規定による申告書を市長
に提出するとともに、その申告に係る環境性
能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者は、法第454

条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第64条の3の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この款において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項に規定する申告書の提出期限後においても、法第64条の3の11第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第64条の3の11第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第455条第2項に規定する修正申告書（以下この款において「修正申告書」という。）を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第64条の3の8 環境性能割の納税義務者は、前2条の規定により環境性能割額を納付する場合（第13条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書又は修正申告書に法第456条第1項に規定する証紙を貼ってしなければならない。

2 前項の場合においては、法第456条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。

第64条の3の9 環境性能割の納税義務者が第64条の3の6の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第64条の3の10 市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、環境性能割を減免することができる。

(環境性能割の更正及び決定)

第64条の3の11 市長は、申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は環境性能割額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、申告すべき課税標準額及び環境性能割額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した課税標準額又は環境性能割額について過不足額があることを知つたときは、その調査によ

り、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定により課税標準額又は環境性能割額を更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(環境性能割の不足税額の納付)

第64条の3の12 環境性能割の納税義務者は、
法第463条第1項に規定する不足税額の納付
の告知を受けたときは、当該不足税額を当該
告知書で指定する期限までに、納付書によつ
て納付しなければならない。

2 前項の規定により不足税額を納付する場合においては、その不足税額に法第463条第2項に規定するところにより計算した延滞金額を加算しなければならない。

3 法第463条の3第1項に規定する場合における過少申告加算金額の算定及び取り扱いについては、同項に定めるところによる。

4 法第463条の3第2項に規定する場合における不申告加算金額の算定及び取り扱いについては、同項から同条第5項までに定めるところによる。

5 法第463条の4に規定する場合における重加算金額の算定及び取り扱いについては、同条第1項から第4項までに定めるところによる。

第3款 種別割 第3款 種別割

種別割

種別割

種別割

(軽自動車税の課税免除)

(軽自動車税の税率)

第65条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げ
る軽自動車等に対し，1

て課する種別割の税率は

台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車

ア、イ 略

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(3), (4) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第66条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月17日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第67条 軽自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

(軽自動車税に関する申告又は報告義務)

第68条 納稅義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から7日以内に、総務省令で定める様式による申告書又は報告書を市長に提出しなければならない。その申告し、又は報告した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

2 略

3 第64条の2第2項に規定する軽自動車等の

(ア) 乗用のもの

a 営業用 年額 6,900円

b 自家用 年額 10,800円

(イ) 貨物用のもの

a 営業用 年額 3,800円

b 自家用 年額 5,000円

種別割

種別割

種別割

種別割

種別割

種別割

種別割の納稅義務者

第64条の2の2第1項

売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第69条 軽自動車等の所有者等又は第64条の2

第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科することができます。

2, 3 略

(軽自動車税の減免)

第71条 次に掲げる軽自動車等に対しては、市長は、軽自動車税を免除することができる。ただし、第1号の場合にあつては、同号に掲げる者に対する法第162条の自動車税の減免規定が適用されている自動車を有する場合を除く。

(1)～(5) 略

2 前項に規定するもののほか、公益その他の事由により市長において必要があると認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

3 前2項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、その事由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽自動車税を減免すべき事由があることが明らかな場合に限り、市長は、申請を待たずに減免することができる。

種別割

第64条の2

の2 第1項

種別割

種別割

種別割

種別割

種別割

(合衆国軍隊の構成員等に対する軽自動車税
の徴収の特例)

種別割

第71条の2　日米協定による特例法又は国連協定による特例法に規定する合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等が所有し、又は使用する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収については、第67条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

種別割

2 前項の規定の適用がある軽自動車税の納稅義務者は、毎年4月中において市が発行する納稅証紙を規則で定める場所において購入し当該軽自動車税を納入しなければならない。

種別割

3 略

4 証紙徵収に係る軽自動車税の納税義務は、
購入した証紙に前項の押印を受けたときに完
了するものとする。

種別割

種別割

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第19条の2 法附則第29条の8の2に規定する特定期間（附則第19条の2の6第3項において「特定期間」という。）に取得された法附則第29条の8の2に規定する3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割は課さない。
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第19条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第2章第3節第2款の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税等の特例)

第19条の2の3 当分の間、第64条の3第2項

の規定は、日本赤十字社が所有し、巡回診療等直接その本来の事業の用に供する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割については適用しない。

2 市長は、当分の間、第64条の3の10の規定

にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第19条の2の4 軽自動車税の環境性能割の申

告又は報告は、当分の間、兵庫県知事に対してしなければならない。

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例等)

第19条の2の5 軽自動車税の環境性能割の納

税義務者は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金を兵庫県に納付しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第19条の2の6 営業用の3輪以上の軽自動車

に対する第64条の3の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第64

条の3の4第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64条の3の4第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

種別割の

(軽自動車税の_____税率の特例)

第19条の2 平成18年3月31日までに初めて法

附則第30条第1項に規定する初回車両番号指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）

次項第2号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出

第19条の2の7

法第446条第1項第1号に規定す

る電気軽自動車

法第

446条第1項第2号に規定する天然ガス自動車

ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する平成31年度分の軽自動車税_____に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
---	---	---

2 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税_____に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) 略

略	略	略
---	---	---

3 次に掲げる3輪以上のガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税_____に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分 の種別割

--	--	--

平成31年 令和2年

令和2年 の種別割

令和2年 令和3年
年 令和3年 の種別割

--	--	--

法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)
平成31年 令和2年

令和2年 令和3年
令和3年 の種別割

とする。

- (1) 法附則第30条第3項第1号で定めるもの
(2) 法附則第30条第3項第2号で定めるもの

略	略	略
---	---	---

4 次に掲げる3輪以上の_____軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該_____軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該_____軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法附則第30条第4項第1号で定めるもの
(2) 法附則第30条第4項第2号で定めるもの

略	略	略
---	---	---

(軽自動車税の_____賦課徴収の特例)

第19条の2の2 市長は、軽自動車税の_____賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法附則第30条の2第1項に規定する窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をするときは、法附則第30条の2第1項によるものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の_____額について不足額があることを第66条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第30条の2第2項に規定されたものであるときは、同項に定めるところにより、軽自動車

乗用の軽自動車のうち、法附則

貨物用の軽自動車のうち、法附則

--	--	--

ガソリン

ガソ

リン 平成31年 令和2年

令和2年

ガソリン 令和2年 令

和3年 令和3年 の種

別割

乗用の軽自動車のうち、法附則

貨物用の軽自動車のうち、法附則

--	--	--

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第19条の2の8 種別割

の

種別割の

税に関する規定(法第447条から第449条までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の_____額は、同項の不足額に、法附則第30条の2第3項に規定により計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における法第17条の5第3項、第18条第1項及び第445条第1項の適用については、法附則第30条の2第4項に定めるところによる。

(東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税等)

第26条 法附則第52条第1項に規定する政令で定める者が、東日本大震災により滅失し、又は損壊した法第113条第1項の自動車に代わるものと市長が認める軽自動車(2輪のものを除く。以下この項、第4項及び第5項において同じ。)を次の各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第64条の2の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分及び平成31年度分

(2) 平成31年4月1日 平成31年度分

2 原動機付自転車、軽自動車(2輪のものに限る。)及び2輪の小型自動車(以下この項、第6項及び第7項において「2輪自動車等」という。)であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの(以下この項において「被災2輪自動車等」という。)の所有者(第64条の2第2項に規定する場合には、同項に

法第463条の19から第463条の

21

種別割の

第463

条の24第1項

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の環境性能割の非課税等)

第26条 法附則第57条第1項に規定する政令で定める者が、同項に規定する被災自動車等(以下この項及び次条第1項において「被災自動車等」という。)に代わるものと道府県知事が認める3輪以上の軽自動車(以下この項において「代替軽自動車」という。)の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が令和3年3月31日までに行われたとき限り、第64条の2第1項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 法附則第57条第2項に規定する政令で定める者が、同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に代わるものと道府県知事が認める3輪以上の軽自動車(以下この項において「代替軽自動車」という。)の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が同項第1号から第3号までに規定する自動車等持出困難区

規定する買主)その他の政令で定める者が、被災 2 漢自動車等に代わるものと市長が認める 2 漢自動車等を前項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された 2 漢自動車等に対しては、第64条の 2 の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

3 小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの(以下この項において「被災小型特殊自動車」という。)の所有者(第64条の 2 第 2 項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市長が認める小型特殊自動車を第 1 項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第64条の 2 の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

4 法附則第52条第 2 項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車(法附則第52条第 2 項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。以下同じ。)に代わるものと市長が認める軽自動車を第 1 項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第64条の 2 の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

5 法附則第52条第 3 項に規定する政令で定める者が、対象区域内自動車(同項に規定する対象区域内自動車をいう。以下同じ。)以外の軽自動車(以下この項において「他の軽自動車」という。)を第 1 項各号に掲げる期日

域を指定する旨の公示があつた日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、第64条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 法附則第57条第 3 項に規定する政令で定める者が、同項に規定する他の 3 漢以上の軽自動車(以下この項及び次条において「他の 3 漢以上の軽自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の 3 漢以上の軽自動車の取得をした後に、同項に規定する対象区域内自動車等(以下この項及び次条において「対象区域内自動車等」という。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の 3 漢以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の 3 漢以上の軽自動車の取得が同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、第64条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該他の 3 漢以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

又は期間に取得した場合において、当該他の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 次の各号に掲げる2輪自動車等で政令で定めるもの(以下この条において「対象区域内用途廃止等2輪自動車等」という。)の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第64条の2第2項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等2輪自動車等に代わるものと市長が認める2輪自動車等を第1項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第64条の2の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に

用途を廃止し、又は解体したもの

(3) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示

があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

7 自動車持出困難区域内の2輪自動車等(以下この項において「対象区域内2輪自動車等」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第64条の2第2項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が対象区域内2輪自動車等以外の2輪自動車等(以下この項において「他の2輪自動車等」という。)を第1項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合において、当該他の2輪自動車等を取得した後に、対象区域内2輪自動車等が対象区域内用途廃止等2輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の2輪自動車等を対象区域内用途廃止等2輪自動車等に代わるものと市長が認めるとときは、当該他の2輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの(以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。)の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第64条の2第2項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に

代わるものと市長が認める小型特殊自動車を
第1項各号に掲げる期日又は期間に取得した
場合における当該取得された小型特殊自動車
に対しては、第64条の2の規定にかかわら
ず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自
動車税を課さない。

(1) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示

があつた日から継続して当該自動車持出困
難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該
自動車持出困難区域内にある間に用途を廃
止したもの

(2) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示

があつた日から当該自動車持出困難区域の
指定を解除する旨の公示があつた日までの
間継続して当該自動車持出困難区域内にあ
つた小型特殊自動車で、同日から2月以内
に用途を廃止し、又は解体したもの

(3) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示

があつた日から当該自動車持出困難区域の
外に移動させた日までの間継続して当該自
動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動
車で、同日から2月以内に用途を廃止し、
又は解体したもの

9 自動車持出困難区域内の小型特殊自動車

(以下この項において「対象区域内小型特殊
自動車」という。)の当該自動車持出困難区
域を指定する旨の公示があつた日における所
有者(第64条の2第2項に規定する場合に
は、同項に規定する買主)その他の政令で定
める者が対象区域内小型特殊自動車以外の小
型特殊自動車(以下この項において「他の小
型特殊自動車」という。)を第1項各号に掲
げる期日又は期間に取得した場合において、

当該他の小型特殊自動車を取得した後に、対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

10 軽自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税について第5項、第7項又は前項の規定の適用があることとなつたときは、これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

11 市長は、前項の規定により軽自動車税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

12 前2項の規定により軽自動車税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第10項の規定による還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を法第17条の4第1項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

(東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税等)

第26条の2 前条第1項に規定する政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと市長が認める3輪以上の軽自動車を、次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得さ

れた 3 漢以上の軽自動車に対しては、第64条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

(1) 平成31年 4月 1日から令和 2 年 3月 31 日までの期間 令和 2 年度分

(2) 令和 2 年 4月 1日から令和 3 年 3月 31 日までの期間 令和 2 年度分及び令和 3 年度分

2 法附則第58条第 2 項に規定する政令で定める者が、同項に規定する被災 2 漢自動車等に代わるものと市長が認める同項に規定する 2 漢自動車等（以下この条において「2 漢自動車等」という。）を、前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された 2 漢自動車等に対しては、第64条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

3 法附則第58条第 3 項に規定する政令で定める者が、同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市長が認める同項に規定する小型特殊自動車を、第 1 項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第64条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

4 前条第 2 項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市長が認める 3 漢以上の軽自動車を、第 1 項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された 3 漢以上の軽自動車に対しては、第64条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車

税の種別割を課さない。

5 前条第3項に規定する政令で定める者が、
他の3輪以上の軽自動車を第1項各号に掲げる
期間に取得した場合において、当該他の3
輪以上の軽自動車を取得した後に、対象区域
内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等
に該当することとなり、かつ、当該取得した
他の3輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃
止等自動車等に代わるものと市長が認めるとき
は、当該他の3輪以上の軽自動車に対する
当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別
割に係る徴収金に係る納税義務を免除するも
のとする。

6 法附則第58条第6項に規定する政令で定め
る者が、同項に規定する対象区域内用途廃止
等2輪自動車等（以下この条において「対象
区域内用途廃止等2輪自動車等」という。）
に代わるものと市長が認める同項に規定する
2輪自動車等を、第1項各号に掲げる期間に
取得した場合における当該取得された2輪自
動車等に対しては、第64条の2第1項の規定
にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年
度分の軽自動車税の種別割を課さない。

7 法附則第58条第7項に規定する政令で定め
る者が、同項に規定する他の2輪自動車等を
第1項各号に掲げる期間に取得した場合にお
いて、当該他の2輪自動車等を取得した後
に、法附則第58条第7項に規定する対象区域
内2輪自動車等が対象区域内用途廃止等2輪
自動車等に該当することとなり、かつ、当該
取得した他の2輪自動車等を対象区域内用途
廃止等2輪自動車等に代わるものと市長が認
めるときは、当該他の2輪自動車等に対する

当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 法附則第58条第8項に規定する政令で定める者が、同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）に代わるものと市長が認める小型特殊自動車を、第1項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第64条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課さない。

9 法附則第58条第9項に規定する政令で定める者が、同項に規定する他の小型特殊自動車を第1項各号に定める期間に取得した場合において、当該他の小型特殊自動車を取得した後に、同項に規定する対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

10 軽自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の種別割について第5項、第7項又は前項の規定の適用があることとなつたときは、これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

11 市長は、前項の規定により軽自動車税の種

別割に係る徴収金を還付する場合において、
還付を受ける者の未納に係る徴収金があると
きは、当該還付すべき額をこれに充当しなけ
ればならない。

12 前2項の規定により軽自動車税の種別割に
係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第10項の規定による還付の申請があつた
日から起算して10日を経過した日を法第17条
の4第1項各号に掲げる日とみなして、同項
の規定を適用する。

(参考 3)

神戸市市税条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(第3条による改正前)

(市民税に関する用語の意義)

第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(13) 略

(14), (15) 略

2～4 略

(所得控除)

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(10の2) 略

(11) 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢

16歳以上の者をいう。以下この項及び第9

(第3条による改正案)

(13の2) 単身児童扶養者 児童扶養手当法

(昭和36年法律第238号) 第3条第1項に規定する児童で政令で定めるものについて同法第4条第1項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第3条第3項に規定する父又は母のうち、婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

この款及び

項、第22条並びに第33条において同じ。)を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき33万円(その者が特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。第9項及び第22条において同じ。)である場合には45万円、その者が老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。第5項及び第9項並びに第22条において同じ。)である場合には38万円)

2～13 略

(個人の市民税の申告等)

第25条 略

2～5 略

6, 7 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支

6 第1項又は第5項の場合において、前年に
おいて支払を受けた給与で所得税法第190条
の規定の適用を受けたものを有する第19条第
1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を
提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち
総務省令で定めるものについては、総務省
令で定める記載によることができる。

7, 8

扶養親族
等申告書

同項に規定する

払者を経由して市長に提出しなければならない。

(1), (2) 略

(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の5第1項
の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して市長に提出しなければならない。

(1), (2) 略

(3) 略

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4)

扶養

親族等申告書

第203条の6第1項

又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける法第294条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者

所得税法第203条の6第1項に規定する

公的年金等

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4)

者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5 第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5 第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第25条の3 市民税の納税義務者が第25条第1項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第32条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科することができます。

2, 3 略

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地

第203条の6 第

2項

第203条の6 第6項

により

同条第8項

により

(東日本大震災に係る被災居住用財産_____に

に係る譲渡期限の延長等の特例)

係る譲渡期限の延長等の特例)

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

附則第4条 第1項及び 第6項に規 定する法附 則第4条第 1項第1号	租税特別措 置法第41条 の5第7項 第1号	東日本大震災 の被災者等に 係る国税関係 法律の臨時特 例に関する法 律（平成23年 法律第29号） 第11条の7第
--	---------------------------------	---

		1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
同法	租税特別措置法	
第36条の5	第36条の5 (これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号において同じ。)	
附則第4条の2第1項に規定する法附則第4条の2第1項第1号	租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号
同法	租税特別措置法	

	附則第15条 に規定する 法附則第34 条第4項	第35条第1 項	第35条第1項 (東日本大震 災の被災者等 に係る国税関 係法律の臨時 特例に関する 法律第11条の 7第1項の規 定により適用 される場合を 含む。)
		同法第31条 第1項	租税特別措置 法第31条第1 項
	附則第15条 の2第3項 に規定する 法附則第34 条の2第6 項	第35条の2 まで, 第36 条の2, 第 36条の5	第34条の3ま で, 第35条 (東日本大震 災の被災者等 に係る国税関 係法律の臨時 特例に関する 法律第11条の 7第1項の規 定により適用 される場合を 含む。), 第 35条の2, 第 36条の2若し くは第36条の 5(これらの 規定が東日本 大震災の被災 者等に係る国 税関係法律の 臨時特例に関 する法律第11 条の7第1項 の規定により 適用される場

		合を含む。)
附則第15条の3に規定する法附則第34条の3第3項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第16条に規定する法附則第35条第5項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲

1 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6 第1項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4 第6項に規定する譲渡をいう。)

渡をした場合における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

3

第11条の7第4項

により

以下この条において同じ。)をした場合に
 は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ
 る字句として、附則第4条に規定する法附則
 第4条の規定、附則第4条の2に規定する法
 附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定
 する法附則第5条の4の規定、附則第15条
 に規定する法附則第34条の規定、附則第15条
 の2に規定する法附則第34条の2の規定、附
 則第15条の3に規定する法第34条の3の規定
 又は附則第16条に規定する法附則第35条の規
 定を適用する。

附則第4条 第1項及び 第6項に規定する法附則第4条第1項第1号	租税特別措置法第41条の5第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） <u>第11条の6第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5第7項第1号
略	略	
第36条の5	第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定により適用される場合を含む。次条第1項第1号	

		第11条の7第4項
		第11条の7第4項

		において同じ。)		
附則第4条の2第1項に規定する法附則第4条の2第1項第1号	租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条の5の2第7項第1号		第11条の <u>7第4項</u>
	略	略		
附則第4条の5に規定する法附則第5条の4第6項第2号口	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定により適用される場合を含む。）		第11条の <u>7第4項</u>
附則第15条に規定する法附則第34条第4項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 <u>第11条の6第1項</u> の規定により適用される場合を含む。）		第11条 <u>の7第4項</u>
	略	略		

附則第15条 の2第3項 に規定する 法附則第34 条の2第6 項	第35条の2 まで、第36 条の2、第 36条の5	<p>第34条の3ま で、第35条（東 日本大震災の被 災者等に係る国 税関係法律の臨 時特例に関する 法律<u>第11条の6</u> <u>第1項</u>の規定に より適用される 場合を含 む。）、第35条 の2、第36条の 2若しくは第36 条の5（これら の規定が東日本 大震災の被災者 等に係る国税関 係法律の臨時特 例に関する法律 <u>第11条の6第1</u> <u>項</u>の規定により 適用される場合 を含む。）</p>					<p><u>第11条の7</u> <u>第4項</u></p> <p><u>第11条の7第4</u> <u>項</u></p>
附則第15条 の3に規定 する法附則 第34条の3 第3項	租税特別措 置法第31条 の3第1項	<p>東日本大震災の 被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に関する 法律<u>第11条の</u> <u>6第1項</u>の規定 により適用され る租税特別措置 法第31条の3第 1項</p>					<p><u>第11条の</u> <u>7第4項</u></p>
附則第16条 に規定する 法附則第35 条第5項	第35条第1 項	<p>第35条第1項 (東日本大震災 の被災者等に係 る国税関係法律 の臨時特例に関 する法律<u>第11条</u></p>					<p><u>第11条</u></p>

		<u>の 6 第 1 項</u> の規定により適用される場合を含む。)
略	略	

		<u>の 7 第 4 項</u>

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによつてその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失した旧家屋(同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有したものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第4条の5に規定する

4

により

第11条の 7 第 5 項

同条第 5 項

法附則第5条の4の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第25条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の2第1項の確定申告書を含む。)に、これら規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 前各項

神戸市市税条例 ぬきがき

(_____は、改正部分を示す。)

(第4条による改正前)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者
に対しては市民税(第2号に該当する者にあ
つては、第34条の2の規定によつて課する所
得割(以下「分離課税に係る所得割」とい
う。)を除く。)を課さない。ただし、法の施
行地に住所を有しない者については、この限
りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これ
らの者の前年の合計所得金額が135万円を
超える場合を除く。)

2, 3 略

(個人の市民税の申告等)

第25条 第19条第1項第1号又は第3項に掲げ
る者は、3月15日までに、次に掲げる事項を
記載した申告書を市長に提出しなければなら
ない。ただし、第26条第1項又は第4項の規
定により給与支払報告書又は公的年金等支払
報告書を提出する義務がある者から1月1日
現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞
与並びにこれらの性質を有する給与(以下こ
の節において「給与」と総称する。)又は所
得税法第35条第3項に規定する公的年金等
(以下この節において「公的年金等」とい
う。)の支払を受けている者で前年中におい
て給与所得以外の所得又は公的年金等に係る
所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年
金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者

(第4条による改正案)

, 寡夫又は単身

児童扶養者

で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額, 生命保険料控除額, 地震保険料控除額, 勤労学生控除額, 配偶者特別控除額(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは第20条の3第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 第20条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)並びに前年中における合計所得金額(青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額(所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)又は事業専従者控除額控除前の合計所得金額)が第19条の2第3項に規定する金額以下に掲げる者については、この限りでない。

(1)～(7) 略

(8) 略

2～7 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徵収猶予)

第30条の3の2 市長は、法人が法人税法第139条第1項に規定する租税条約(以下この項及び次条第1項において「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該

(8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(9)

租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第66条の4第1項、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第1項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第21項第1号（同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第30条第1項に規定する法第321条の8第23項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第30条第1項に規定する法第321条の8第23項又は第30条の2に規定する法第321条の12第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法（昭和37

第66条の4第27項第1号

年法律第66号) 第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～5 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予)

第30条の3の3 市長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第68条の88第22項第1号

(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る連結法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に係る個別帰属法人税額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下

第68条の88第28項第1号

この項において同じ。)に基づいて第30条第1項に規定する法第321条の8第23項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第30条の3第1項若しくは第2項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第30条第1項に規定する法第321条の8第23項又は法第321条の12第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第30条の3第1項又は第3項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～5 略

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 略

2～4 略

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条第1

項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(参考 5)

神戸市市税条例等の一部を改正する等の条例 ぬきがき

(_____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第7条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

略

第30条第1項中「による申告書」の次に「(第7項及び第8項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

7 法第321条の8第43項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項_____において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行われなければならない

_____。
_____。
_____。
_____。
_____。

8 略

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、_____法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされ

次の11項

及び第9項

ならない。ただ

し、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる

申告書記載事項

た時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるとして認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第17項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）

間を含む。) 内に行う第7項の申告についても、同様とする。

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

12 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

13 第11項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第10項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は前項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第10項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

14 市長は、第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなったと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

15 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第10項前段の規定の適用を受けている内国

法人につき、前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。